

Ⅲ 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学は、設立母体ナミュール・ノートルダム修道女会の設立理念に依拠した教育理念のもと、「聖母マリアに倣う大学」「知の全人的統合をめざすリベラル・アーツ大学」「自立した人格を育成する大学」「地域とともに歩む大学」「学生の潜在能力を引き出す大学」「自由で開かれた大学」という「6つの視座」を教育方針とし、目指すべき方向性を明確に示している。これに基づいた人材養成の目的は、学部においては学則、研究科においては各研究科規則に明示しており、『学生便覧』『大学院学生便覧』を通じて教職員・学生に、『キャンパスガイド』やホームページを通じて広く一般に周知している。

カトリックの大学に入学したことを実感させる行事や、新旧の建築が調和した緊密なキャンパス空間を通じてキリスト教精神を感得させる「生きた経験」の重視については、貴大学の伝統として地域社会からも認知され、文字情報によらない教育理念の周知として評価できる。

学部、研究科の理念・目的の検証は各学部、研究科において行っているものの、全体の理念・目的の検証主体とされる「自己点検・自己評価委員会」に恒常的な活動実態がなく、改善が望まれる。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、1949（昭和 24）年、学芸学部を有する新制大学として発足したのち、現在では、文学部に 3 学科、人間生活学部にも 3 学科の 2 学部 6 学科の構成となっている。さらに文学研究科に博士前期・修士課程 3 専攻、博士後期課程 1 専攻、人間生活学研究科に修士課程 3 専攻・博士後期課程 1 専攻を有しており、教育理念である「キリスト教精神に基づくリベラル・アーツ・カレッジ」にふさわしい組織となっている。なお、各研究科各専攻・コースにおいては、学部学科または博士前期・修士課程の学修の上にある教育となっていることから、理念・目的と学部教育組織との関連性がみえ、各学部同様、理念・目的にふさわしい組織といえる。

さらにキリスト教文化研究所をはじめとする、生活文化研究所、児童臨床研究所、情報理学研究所の 4 研究所と、語学教育センター、英語教育センター、地域連携センターを設け、いずれも大学の教育理念・目的を実現するにふさわしい組織となっている。

教育研究組織の適切性については、常設の「学長室会議」で必要に応じて点検が

行われ、その結果を「大学院委員会」「大学評議会」、研究科委員会、教授会等に下ろし、検証と改善を求めている。

3 教員・教員組織

<概評>

大学が求める教員像として「本学の教育理念を十分に理解し、その達成に誠実であること」など3項目を「専任教員資格審査基準」に定めている。ただし、教員組織の編制方針としているものは職位の要件であり、理念・目的を実現するためのものとはなっていないため、教員組織の編制についての考え方を明らかにした方針を策定し、教職員間で共有することが望まれる。

法令上必要な専任教員数は充足しており、教育指導のみでなく、生活面での指導においてもきめ細かな対応ができる体制としている。また、2009（平成21）年度の大学評価において指摘された51歳から60歳の教員の年齢構成比率においてはまだ若干高い割合になっているが、全体で見ると比較的バランスがとれた構成となっている。

教員の募集・採用・昇格については、「専任教員資格審査基準細則」「専任教員資格審査に関する申し合わせ」「人事委員会運営規則」等に手続きや基準を定めているが、昇格人事における選考手続きについての規程はなく、慣例に則って行われていることから、今後は明文化することが望まれる。

教員の資質向上を図るための研修会については、1年に1回程度のファカルティ・ディベロップメント（FD）講習会、学内研修会のみであること、また、教育研究活動の業績評価については、全教員の教育研究業績をホームページで公表することにより社会からの評価を得るとし、学内で評価する方策や組織は設定されていないことから、今後より積極的な取組みになるよう期待したい。

教員組織の適切性の検証については、各「学科協議会」や「学長室会議」で行っているものの、その権限、手続きは明確ではない。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学全体

学部全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、「他者への共感や奉仕の精神など、キリスト教的情操」などの4項目を身に付けていることを示し、教育課

課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学習の集大成として、卒業論文を必修とすることを含む学部共通の5項目で構成され、学位授与方針に対応したのものになっている。しかし、学部ごとの教育課程の編成・実施方針は定めているものの、学部ごとの学位授与方針は定めていないため、課程修了時に修得しておくべき学習成果とともに明文化するよう、改善が望まれる。さらに研究科各専攻の学位授与方針は、課程修了時に修得しておくべき学習成果が明確ではなく、教育課程の編成・実施方針との関連も十分とはいえないことから、特に文学研究科日本語日本文学専攻、人間生活学研究科人間発達学専攻、同食品栄養学専攻、同人間複合科学専攻については、改善が望まれる。

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針はホームページ、『学生便覧』『大学院学生便覧』などによって公表・周知するとともに、年度初めのオリエンテーションでも周知している。

各方針の適切性については、「学長室会議」が必要に応じて検証していると同時に、各学科及び各専攻でも毎年協議し検証しているが、その関係性や権限、手続きは明確ではない。

文学部

学位授与方針については、学部または各学科の課程修了時に修得しておくべき学習成果を明示していないので、改善が望まれる。

教育課程の編成・実施方針については、「人間の文化的営為をめぐる知識を身につけるとともに、その考察方法をも学修すること、学修を通じて人間を広くかつ深く洞察することのできる知性と感性を身につけること」に配慮してカリキュラムを編成することを明示している。

人間生活学部

学位授与方針については、学部または各学科の課程修了時に修得しておくべき学習成果を明示していないので、改善が望まれる。

教育課程の編成・実施方針については、「高度の専門的知識とともに広い視野と柔軟性に富む思考を身につけること、また、知識の背後にある人格価値を知り、他者の人格価値に共感できる感受性を身につけること」に配慮してカリキュラムを編成することを明示している。

文学研究科

日本語日本文学専攻（博士前期・後期課程）では、学位授与方針として、学位取得の条件と手順が明記されているのみで、課程修了時に身に付けるべき能力を明示

していないので、改善が望まれる。

教育課程の編成・実施方針については、博士前期課程では古代中世文学など3分野のいずれかの領域に研究の主体を置く、同後期課程では日本文学と日本語学の2研究分野を根幹として、これに関連する分野を配置するといったことを明示している。

英語英米文学専攻（修士課程）及び社会文化学専攻（修士課程）の学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は、連関があるといえるものの、学位授与方針に具体性を持った学習成果を明示しておらず、より明確に定めるよう期待したい。

人間生活学研究科

人間発達学専攻（修士課程人間発達学コース・同臨床心理学コース）、食品栄養学専攻（修士課程）、人間複合科学専攻（博士後期課程）では、学位授与方針において、いずれも学位取得の条件と手順が記載されているのみで、課程修了時に身に付けるべき能力を明示していないので、改善が望まれる。

教育課程の編成・実施方針については、人間発達学専攻修士課程人間発達学コースでは発達基礎理論と発達支援論の2つの観点からの統合的人間発達研究とその全体像の把握をカリキュラム構成に反映させること、同臨床心理学コースでは臨床心理理論などの5研究分野、食品栄養学専攻（修士課程）では栄養管理学など3研究分野、人間複合科学専攻（博士後期課程）では精神機能論領域など3領域に対する科目配置の考え方を明示している。

人間生活学専攻（修士課程）の学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は、連関があるといえるものの、学位授与方針に具体性を持った学習成果を明示しておらず、より明確に定めるよう期待したい。

<提言>

一 努力課題

- 1) 学部ごとの学位授与方針を定めていないので、改善が望まれる。
- 2) 文学研究科日本語日本文学専攻（博士前期・後期課程）、人間生活学研究科人間発達学専攻（修士課程）、同食品栄養学専攻（修士課程）、同人間複合科学専攻（博士後期課程）の学位授与方針については、課程修了時に身に付けるべき能力を明示していないため、改善が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

大学全体

教育課程の編成・実施方針に基づいて、「全学共通科目」と「学科科目」から構成し、基本的に4年間を通じて段階を踏み、最終的に卒業論文作成につながるよう教育課程を編成し、これを「キリスト教文化研究所開講科目」「他学科開放科目」「教職に関する科目」等の科目が補完するという体系になっており、初年次教育としてゼミ形式科目を配置するなど、順次的履修が配慮されている。いずれの学部においても、少人数制授業、導入教育、基礎的技能の修得を目指すにふさわしい教育内容を提供しており、「6つの視座」のうちの1つである「学生の潜在能力を引き出す大学」という教育方針を反映した教育課程の編成及び教育内容である。

研究科においては「演習」（博士前期・修士課程）、「課題研究」（博士後期課程）がリサーチワークとして必修となっており、コースワークと適切に組み合わせた内容となっている。

学部の専門科目の教育課程は各「学科協議会」、教授会が検証しており、「自立力育成科目」は「教養科目・自立力育成科目委員会」、研究科においては研究科委員会、全体の検証は学務部にて行われているものの、その関係性や権限、手続きは明確ではない。

文学部

英語英文学科では、1年次に「基礎科目」及び「専攻科目」の概論を配置し、2年次よりコースを選択して、3年次にゼミで学修を深め、4年次で卒業論文の作成に結び付けるとともに、ネイティブ教員による英語運用能力の深化を図りつつ、TOEIC®テスト受験を義務化して能力向上を図っている。

日本語日本文学科では、学問分野の構成に応じて、「日本文学」「日本語学」「言語文化」「卒業論文」「学科関連科目」に科目を分類し、体系的に組み合わせ、配当学年を指定することで順次性を持たせて卒業論文の作成へと結び付けるとともに、読書ノートなどによる読み書きの基礎的技能の習得を図っている。

現代社会学科では、社会学の履修を中心とする「現代社会学コース」、歴史学の履修を中心とする「社会史コース」のいずれかに所属してそれぞれの科目を履修するが、社会学と社会史にまたがる幅広い視野を獲得するために、共通の科目群を配置している。

人間生活学部

人間生活学科では、1年次に「基礎科目」及び一部の「専攻科目」を配置し、2年次から「人間・福祉学コース」と「生活・文化学コース」のいずれかに所属して必要な科目履修を行うことで、3年次後半からの卒業論文に結び付け、専門性を高

める体系的な教育課程としている。

児童学科及び食品栄養学科では、「基礎科目」を1年次に配置し、「専攻科目」を1～4年次において順次性を持たせて配置しており、3年次より、それぞれの学問分野の構成に応じて設置された研究室に所属し、3年次後半からの卒業論文の作成に結び付け、専門性を高める体系的な教育課程としている。

文学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、日本語日本文学専攻の博士前期課程では、古代中世文学などの3分野、同後期課程では日本文学分野と日本語学分野、英語英米文学専攻（修士課程）では、イギリス文学などの3分野、社会文化学専攻（修士課程）では、現代社会論分野と社会史分野をそれぞれの研究分野として設置している。各授業科目は専門的であるため順次性は意識されていないものの、関連領域を視野に入れた幅広い履修が可能であり、適切な授業科目を設定している。

人間生活学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、人間発達学専攻人間発達学コースでは、発達基礎論などの3研究分野、同臨床心理コースでは、臨床心理論などの5研究分野、食品栄養学専攻では、栄養管理学などの3研究分野、人間生活学専攻は、人間社会論などの4研究分野を設置している。また博士後期課程である人間複合科学専攻には、精神機能論などの3研究領域を設置している。各授業科目が専門的であるため順次性は意識されていないものの、関連領域を視野に入れた幅広い履修が可能であり、適切な授業科目を設定している。また、すべての専攻・コースにおいて「キリスト教思想特論」の履修を必要としており、貴大学の理念・目的に基づく特性といえる。

(3) 教育方法

<概評>

大学全体

全学部で1年間に履修登録できる単位数の上限を適切に定め、授業形態を「講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う」と学則に定めており、少人数クラスの重視、アクティブ・ラーニングなどの能動的な学修等により、教育課程の編成・実施方針及びこの方針のもととなる教育方針を指す「6つの視座」の実現を目指している。

研究科においては、『大学院学生便覧』に掲載している履修要領に基づき、研究

計画の発表、中間発表を義務付け、「学位授与日程」で周知することによって、研究、論文作成指導を行う体制をとっている。

統一様式によるシラバスは各学科の教務委員及び各研究科の専攻主任が点検のうえ、冊子、ホームページで公開しているが、科目によっては記されていない項目もあり、一部には精粗がある。シラバスに基づいた授業展開については、授業評価アンケートにより概ね対応しているという結果が出ている。

教育内容・方法の改善については「FD等推進委員会」が中心に行っているものの、FD研修会は年に1回程度の開催で、授業評価アンケートも任意科目での実施にとどまっている。そして、その結果をもとにした授業改善報告書の提出も義務化されていないなど、実際の授業改善に結び付いているかは把握できておらず、「FD等推進委員会」自体の権限等も明確になっていないため、教育内容・方法等の改善の検証には至っていない。

文学部

英語英文学科では、英語の4技能（聴く、話す、読む、書く）に関わる授業科目及び演習を多数配置し、ネイティブ教員による英語授業も取り入れている。日本語日本文学科でも、1年次の「基礎演習」、2年次の「講読」、3年次からの「演習」など、学生の研究発表を中心とし、学習成果も公表している。現代社会学科では、「基礎演習」及び各種の「専門基礎」「講読」「演習」を設置し、ゼミ形式やフィールドワークを取り入れた学生参加型の授業形態を採用している。これらは教育方針である「6つの視座」に基づいた少人数授業、能動性や積極性を培う教育方法といえる。

複数の教員が担当する授業や各履修コースでは、教員が教育内容・方法、学生の理解度について定期的に情報交換をしたり、相互の聴講、協議を行ったりしているが、学部として組織的な教育内容・方法等の改善には至っていない。

人間生活学部

人間生活学科では、1年次の「基礎研究」、3年次からの「演習」「卒業論文」においてゼミ形式で授業を行い、福祉施設での現場体験等の授業を設けている。児童学科では、「演習」のほか、「絵画」「声楽演習」などの実技科目で習熟度別に指導が行われ、「教職実践演習」「保育実習」等では現場実習やカンファレンスで能動的参加を求めている。食品栄養学科では、「基礎科目」や「専攻科目」の演習のほか、「専攻科目」の実験・実習、「臨地実習」で積極的参加を求める授業を展開している。これらは教育方針である「6つの視座」に基づいた能動性や積極性を培う教育方法といえる。

基礎演習科目の担当者全員においては、共通の評価基準を作成し、学期ごとにこの基準を点検しているが、学部の取組みとしては限定的であり、組織的な教育内容・方法等の改善には至っていない。

文学研究科

『大学院学生便覧』の履修要領において、研究指導の方法を提示し、入学時のオリエンテーションで学位取得までの過程を認識させている。

博士前期・修士課程では、研究発表会及び学位論文中間発表会が公開で行われており、指導教員以外からも研究指導や質疑、批評を受けることで視野を拡大させて幅広い知識を修得すると同時に専門性をより深めている。博士後期課程では、1年次に「研究計画概要」等で研究指導担当教員から指導を受け、2年次に「学位論文作成計画書」を提出し、論文を作成すると同時に、年2回程度の研究発表を行っている。

発表会・研究会の参加者の質疑応答を教育内容・方法の点検の場としているものの、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な検証の仕組みを構築しているとはいえない。

人間生活学研究科

『大学院学生便覧』の履修要領において、研究指導の方法を提示し、修士課程では、入学時の専攻主任との協議により、研究分野と研究指導担当教員が決定され、2年次第1期に専攻ごとに行われる中間発表で指導教員以外の専攻教員からも指導を受ける体制となっている。博士後期課程では、入学後に正研究指導担当教員と副研究指導担当教員を決定して2名の指導体制とし、2年次の中間発表と学位論文提出前の最終中間発表を通じて論文作成を進めている。

公開で行われる中間発表（博士後期課程の最終中間発表も含む）の参加者の質疑応答を教育内容・方法の点検の場としているものの、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な検証の仕組みを構築しているとはいえない。

(4) 成果

<概評>

卒業・修了の認定については、学則、大学院学則及び学位規則に規定するとともに、大学院においては各課程における学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する学位論文審査基準を「学位論文審査の判定基準に関する申合せ」で策定し、それぞれ『学生便覧』『大学院学生便覧』により周知している。学位授与は明

文化された手続きに従い、教授会または研究科委員会の議を経て、学長が行っている。ただし、人間生活学研究科修士課程の学位論文審査基準には、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準が明文化されていないので、改善が望まれる。また、文学研究科博士前期・修士課程の学位論文審査基準では、「既に受理されて合格と判定された修士論文の研究水準と同等以上の水準」に達することというあいまいな説明が含まれ、両研究科の博士後期課程の学位論文審査基準では、学会誌への掲載が求められているものの論文数などの基準が明文化されていないため、今後、妥当性についての検証が期待される。

課程修了時における学生の学習成果を測定するための指標については、学部において、学修の集大成に位置付けられる卒業論文の評価、求人情数及び実就職率、資格関連では社会福祉士及び管理栄養士の国家試験合格率、幼稚園教諭・保育士、小学校・特別支援学校教員、中学校や高等学校教諭の採用実績を挙げている。また、独自の試みとして、保育職・教職に関して学校園でのインターンシップ評価、人間生活学部食品栄養学科では「臨地実習」の実習先施設による評価、キャリアサポートセンターによる就職先企業の卒業生に対する評価を挙げている。研究科においては、学位論文の評価と進路実績としている。学習成果の測定は教育目標の最終的実現に必要な過程であり、今後も継続的努力を期待したい。

<提言>

一 努力課題

- 1) 人間生活学研究科の修士課程において、学位論文審査基準が明文化されていないので、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

大学全体の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を「教育理念に共鳴し、学修を通して広く深い見識を養い、課題に積極的・意欲的に取り組もうとする女性を求めています」と定め、各学部においては、それぞれの学科の教育目標に基づいて、「学科のめざしているもの」、求める学生像、身に付けておくべき学習内容・姿勢を、各研究科においても、各専攻・各コースの教育目標に基づき、求める学生像及び必要な知識・能力等を明示し、ホームページ、『学生便覧』『大学院学生便覧』等で広く社会一般に公表している。しかし、学生募集活動で使用する『キャンパスガイド』等の広報用冊子には学生の受け入れ方針が記載されていないため、改善が望まれる。

入試説明会や高校訪問、オープンキャンパスなどで大学の情報を提供し、学生の受け入れ方針に基づいて、一般・センター試験利用・推薦入試のほか、社会人・帰国子女・外国人留学生入試など多様な入試を実施しており、「入学者選抜規程」及び「入試委員会規程」において、募集人数、出願資格、選抜方法などを設定し、『入学試験要項』で明示している。判定については各学部の「入試委員会」、教授会での議を経て公正かつ適切に行っている。研究科においても、一般・社会人・学内推薦・外国人留学生入試を実施し、「研究科委員会合同会議」の議を経て公正かつ適切な入学選抜を行っている。

定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が、人間生活学部及び同児童学科で高いので、改善が望まれる。また文学部日本語日本文学科においては、両比率ともさらに高いことから、是正されたい。研究科の収容定員に対する在籍学生数比率については、文学研究科（博士前期・修士課程）、人間生活学研究科（修士課程）で低くなっており、文学研究科（博士後期課程）及び人間生活学研究科（博士後期課程）では、いずれも在籍者がいない状況であり、改善が望まれる。

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかの検証については、学部では「入試委員会」「入試制度検討委員会」、研究科においては、「大学院入試委員会」が実施している。

<提言>

一 努力課題

- 1) 人間生活学部の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がともに1.20と高く、同児童学科では、ともに1.23と高いので、改善が望まれる。
- 2) 文学研究科博士前期・修士課程及び人間生活学研究科修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ0.25、0.20と低く、文学研究科博士後期課程及び人間生活学研究科博士後期課程では、在籍学生がいないので、改善が望まれる。

二 改善勧告

- 1) 文学部において日本語日本文学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ1.32、1.35と高いので、是正されたい。

6 学生支援

<概評>

学生支援に関する方針を「大学においては、高い教養を身につけ、学問研究に励むことが第一ですが、課外活動や交友関係、その他の日常生活を通じて人格形成をはかることも、それに劣らず重視されます。そのために、本学では学務部学生係を設け、学生生活を支援します」と定め、『学生便覧』に明示している。そして、学務部学生係が、学生相談室を含む保健センター、キャリアサポートセンター、教職支援センター等と緊密に連携している。

修学支援では、所属学科の専任教員が学生一人ひとりに対して勉学や休退学、進路などのさまざまな学生生活の相談を行うアドバイザー制度を導入している。障がいのある学生への対応は「障害者学生学習補助取扱要項」に定め、2011（平成23）年度には関係部署との連携を図って学生一人ひとりへ支援を行う「特別配慮学生制度」も整備し、さらに「大学コンソーシアム岡山」において加盟大学間での情報共有や研修も行い、積極的かつ真摯に取り組んでいる。また、独自の奨学金を複数設け、経済的な支援も充実している。これらの修学支援によって、2010（平成22）～2014（平成26）年度の在籍学生数における留年者及び休・退学者の平均割合を非常に低い数値へと導いている。

生活支援では、学生相談室を含む保健センターが対応する体制を整備している。ハラスメントについては、教育理念にある「真の自由人」に反することから、防止することを大学として特に重要ととらえ、各種ハラスメント防止のための「ハラスメント人権被害対策委員会」を設け、『ハラスメント相談と対応の手引き』や『NDSUライフ』等で学生に周知し、対応している。

進路支援では、学部学生及び大学院学生に対してキャリアサポートセンター、「キャリアサポート委員会」及び教職支援センターを整備し、『キャリアサポートブック』を配付するだけでなく、年度当初にキャリアサポートセンター職員が教員に向けてキャリア・ガイダンスを開き、教職協働のキャリア支援体制を整えている。

なお、アドバイザーに限らず、所属学科の教員であれば、誰にでも相談できるよう週1回～2回開催する「学科協議会」などで学生情報の共有を積極的に行い、どの支援においても柔軟に対応できる体制を整えており、学生支援の方針に則って、学務部内においても週1回の会議で情報共有され、アドバイザーと学務部でも緊密に連携を図っている。退学理由についての分析がなされ、奨学金の拡充等につながっていると同時に、進路相談等についても親身に行われ、高い就職率・教員採用試験の高い合格率につながっている。こうした教職協働による学生一人ひとりに即した対応が行われていることは、高く評価できる。

学生支援の適切性の検証については、既存の手続きを通じて、「学務部教務委員

会」「同学生委員会」などの各関係委員会で行われ、内容に応じて教授会でも行われている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) アドバイザーが年度初めに全学生と面談するだけでなく、「学科協議会」や学務部の会議なども頻繁に行って、普段から学生情報を積極的に共有し、学科内の教員であれば誰でも対応・相談できるようにしている。また事務職員とも相談しやすい環境にあり、教職協働による手厚い対応で、学生との信頼関係を築いている。結果として、留年者及び休・退学者の抑制や、教職・保育職教員採用試験の高い合格率や高い就職率につながっている。こうしたきめ細かい学生支援は、その支援内容だけでなく、教育理念を実現するものであり、評価できる。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究等の環境を、教育理念である「キリスト教精神」と「リベラル・アーツ・カレッジ」としての性格を表出するものとして位置付け、整備することを基本方針としているが、方針の内容については具体的でないため、これを具現化させて、教職員で共有することが望まれる。

校地及び校舎面積は法令を満たし、近年は耐震化とアスベスト除去、図書館にラーニング・コモンズの設置を進めるなど施設・設備の安全性、利便性向上に向けた整備を進めているが、障がいのある学生に対するハード面への取り組みであるバリアフリー化については、さらなる充実を期待したい。

全面開架式の図書館に専門的な知識を有する専任職員を配置し、十分な蔵書と電子媒体を備え、他図書館とのネットワーク化、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツ等を整備し、開館時間、閲覧室の座席数も学習に配慮したものとなっている。また、前回の大学評価で指摘のあった学生用パソコン台数は教室とともに整備しており、改善が見られる。

専任教員の研究環境については、研究室を整備し、個人研究費・研究旅費、週1日の研修日の確保を定めている。また、ティーチング・アシスタント（TA）を雇用し、業務を留学生の学習支援へ広げているほか、情報機器教育等支援センターに技術スタッフを配置し、IT支援を行っている。

研究倫理を遵守するための必要な措置として、2015（平成27）年度に競争的資金等の取扱いや不正防止に係る規則の新規策定、一部改正とともに、日本学術振興会

編集の『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得』を教職員及び大学院学生に配付している。教員と関係する事務職員には大学独自の簡易な理解度テストを実施しているものの、内容的には不十分であり、2016（平成 28）年度からはインターネット教材での受講も求めているが、修了者数は少なく、大学院学生への指導も不十分であることから、さらなる改善が望まれる。

教育研究等環境の適切性の検証については、IRセンターや「学長室会議」などで行っているものの、その権限、手続きは明確ではない。

<提言>

一 努力課題

- 1) 研究倫理教育について、研修制度や取組み状況が教員・事務職員ともに不十分であり、大学院学生に対しては呼びかけのみで、受講状況の把握も行われていないので、改善が望まれる。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献に関する基本方針はないものの、教育理念に示されている3つの志向に「社会に対しても、世界に対しても開かれた大学」を掲げ、地域連携センター、産学連携センター、生涯学習センターを設置している。

2006（平成 18）年4月に岡山県内の諸大学、岡山経済同友会、岡山県と連携し、「大学コンソーシアム岡山」を設立し、「産学官連携による『活力ある人づくり・街づくり』」を目指してさまざまな事業活動を行っている。

地域連携センターは岡山県内の自治体、企業、NPO法人を含む4団体と、産学連携センターは岡山県内1企業、県外1企業との間に包括連携協定を結び、地域・産学連携活動の推進を図っている。生涯学習センター「清心フェリーチェ」では、2014（平成 26）年度に24講座を提供するなど、受講者数も開設前まで行っていた公開講座の3倍となっており、教育研究の成果をもとにした社会へのサービス活動として地域に定着してきたといえる。

社会連携・社会貢献の適切性の検証については、IRセンターが行っているものの、その権限・手続きは明確ではない。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

中・長期にわたる具体的な管理運営方針については、各部署の長が学長と協議して策定するという学長主導の体制をとっているものの、明示されていないため、今後は明文化し、周知することが望まれる。

学長をトップとし、補佐機関である「学長室会議」、そのもとに「大学院委員会」「大学評議会」、研究科委員会、教授会等の協議機関などを置く体制となっており、権限・責任については、「学校法人ノートルダム清心学園寄附行為施行細則」や「職制に関する規則」で明確に定めている。ただし、学長に事故があるときの職務代行の規程が、副学長及び学長補佐の両者に付与しており、順位制が見えないことから整理が望まれる。

事務職員については、諸規程を整え、各部署に配置しているが、業務の多様化に伴い、2010（平成 22）年度以降、多くの部署が設置されており、現在が過渡期であるとしているものの、専任職員一人体制の部署や兼務も多いことから、今後の組織体制の整備に期待したい。

スタッフ・ディベロップメント（SD）研修会については、2012（平成 24）年度から毎年度 1 回は行っており、2015（平成 27）年度は事務系新規採用職員の研修会も行っている。また、毎年度数回にわたり「SD 等推進委員会」を開き、実施した SD の検証及び研修計画の立案を行っている。

予算の編成にあたっては、「大学評議会」が承認した積算基準案をもとに、大規模事業案件とともに学長の決裁を経て、評議員会、理事会の承認により成立する。執行にあたっては、部署長などの責任者の決裁を受けており、執行状況は月次の計算書で管理しており、各部署においても収支簿で管理している。監査は公認会計士及び監事によって行われている。

全体的に業務実施体制は整備されており、管理運営の適切性の検証についても IR センターが行っているものの、その権限・手続きは明確ではない。

(2) 財務

<概評>

貴大学では、単年度の事業計画に基づく財政運営を行っており、中・長期的な財政計画は策定されていない。

財務状況としては、借入金もなく、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べて貸借対照表関係比率は概ね良好であり、「要積立額に対する金融資産の充足率」も十分な水準を維持していることから、教育研究の遂行に必要な財政基盤を有しているといえる。

一方で、人件費や教育研究経費等、経常的な支出が増加傾向となっていることから、帰属収支差額が年々減少し、2015（平成 27）年度の事業活動収支差額はマイナスとなっている。今後は、財政の健全性・安定性を維持するためにも、教育研究計画との整合性を担保した中・長期的な財政計画の策定と収支のバランスを図るための具体的な数値目標の設定が望まれる。

10 内部質保証

<概評>

貴大学では、過去 2 回、自己点検・評価を実施し、その結果を含め必要な情報はホームページ等を通じて公表し、本協会の大学評価において指摘のあった事項については「改善報告書」をとりまとめ対応しているが、大学全体として内部質保証に関する方針の明示・共有には至っていない。

現在の内部質保証に関する体制は、「学長室会議」が中心となっており、学長の補佐機関として大学全般に関わる事項について、毎月 1 回定例で提案・審議が行われている。2013（平成 25）年に新設した I R センターは、内部質保証を補佐・強化する必要から、教育及び学生支援に関する諸データの統合的分析と情報提供・助言等を行い、教育活動の充実発展に寄与することを目的としている。「自己点検・自己評価委員会」は、内部質保証を確立するための組織として位置付けられ、毎年小委員会が提出する報告書をもとに総括的 point 検・評価を行い、現状及び改善を要する項目を学長に報告し、3 年ごとに『自己点検・自己評価定期報告書』を作成すると規定されているものの、認証評価のための報告書作成のほかに実質的な活動が見られない。

「学長室会議」「自己点検・自己評価委員会」、I R センターからなる現行システムの権能及び連関を再度客観的に検証、整理、最適化したうえで、今後は内部質保証に関する方針を明示し、構成員に周知することによって、恒常的かつ有効に内部質保証システムを機能させるよう期待したい。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2020（平成 32）年 7 月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上

